

(1) 委員会運営に関する必要な事項について

矢板市新庁舎整備検討委員会の運営に関して、矢板市新庁舎整備検討委員会設置要綱第9条に基づく、必要な事項を以下のとおり定める。

1 委員会について

- (1) 氏名、委員及び所属団体等を記載した委員会名簿を市公式 Web サイト及び総務課において公開する。
- (2) 委員が欠席の場合、委任状が提出され、委任された者が適正な場合、委任を認めることとする。
- (3) 委員が所属団体を離れたときは、速やかに当該団体に後任者の推薦を依頼するものとする。
- (4) 公募委員が募集要項の応募資格及び公募委員資格の喪失に該当することとなったときは、原則として辞任するものとし、速やかに次の公募を行うものとする。

2 会議について

- (1) 会議は原則として公開とする。
- (2) 会議を公開することによって議事運営に著しい支障が生じることが明らかに予想されるときは、会議を非公開とすることができる。この場合、会議の非公開の決定は、議長が委員会に諮って行う。

3 傍聴について

- (1) 傍聴希望者は、あらかじめ議長の許可を得るものとする。
- (2) 傍聴人の定員は、開催する会場の状況に応じて決めるものとする。
- (3) 傍聴人の会議の録音、写真撮影又は録画撮影は認めない。ただし、報道機関の取材活動について、あらかじめ議長の許可を得た場合はこの限りでない。
- (4) 傍聴人は、会議を公開しない決定があったときは速やかに退場するものとする。
- (5) 議長は、傍聴人が会場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為を行ったときは、退場を命じることができる。

4 会議録の作成について

会議終了後、事務局において、次の事項を記載した会議録を作成し、市公式 Web サイト及び総務課において公開するものとする。

資料 1

- (1) 会議名、開催日時、開催場所、出席者
- (2) 議題
- (3) 傍聴人の数
- (4) 議事内容（原則として発言者名を記載しない要点筆記）
- (5) その他必要な事項